ＮＨＫ放送受信料全額免除世帯対象
受信機器購入等対策事業費補助事業

実　施　要　領

平成２３年４月

総務省　地デジチューナー支援実施センター

ＮＨＫ放送受信料全額免除世帯対象受信機器購入等対策事業費補助事業実施要領

目次

第１章　総　則

第５章　コールセンターの運営等

第６章　雑　則

第１章　総　則

（通則）

第１条　ＮＨＫ放送受信料全額免除世帯対象受信機器購入等対策事業費補助事業（以下「受信機器購入等の支援」という。）の実施方法については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号。以下「適正化法施行令」という。）、電波法（昭和２５年法律第１３１号）及び無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱（平成１７年１１月２５日総基移第３８０号。以下「交付要綱」という。）に定めるところによるほか、本要領の定めるところによる。

（目的）

第２条　本要領は、平成２３年度（以下、「本年度」という。）において、株式会社エヌ・ティ・ティ　エムイー内に設ける総務省 地デジチューナー支援実施センター（以下「センター」という。）が国から受信機器購入等の支援に係る補助金の交付を受けて、経済的困難その他の事由により地上デジタルテレビ放送の受信が困難な世帯に対して、地上デジタルテレビ放送の受信に必要な設備の整備のための支援に関する実施方法を定め、当該支援の円滑な実施を図ることを目的とする。

（交付の対象）

第３条　センターは、経済的困難その他の事由により地上デジタルテレビ放送の受信が困難な世帯（以下「支援対象世帯」という。）に対して、地上デジタルテレビ放送の受信に必要な設備の整備に要する費用のうち、別表１（支援対象経費）に掲げる経費（以下「支援対象経費」という。）について、予算の範囲内で支援を行う。

２　支援対象世帯とは、地上アナログテレビ放送の受信設備を設置しており、放送法（昭和２５年法律第１３２号）第３２条第１項の規定による放送の受信についての日本放送協会（以下「協会」という。）との契約（以下「放送受信契約」という。）を締結している、あるいは、締結しようとしている世帯で、同条第２項の規定により協会が総務大臣の認可を受けて定めた基準において、次に掲げる世帯として放送受信料が全額免除となる世帯とする。

一　生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第１１条第１項各号に掲げる扶助を受けている者（昭和２９年社発第３８２号厚生省社会局長通知により扶助を受けている外国人を含む。）、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成２０年法律第８２号）第２条第３項に規定する入所者若しくは同法第１９条第１項の援護を受けている入所者の親族又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第２項各号に規定する支援給付を受けている者

二　次に掲げる障害者を構成員とする世帯の構成員全員が市町村民税（特別区民税を含む。）非課税の措置を受けている場合の、当該世帯の構成員

ア　身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条に規定する身体障害者手帳を所持する身体障害者

イ　所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２条第１項第２８号又は地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２３条第１項第９号に規定する障害者のうち、児童相談所、知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）第９条第５項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第６条第１項に規定する精神保健福祉センター又は精神保健指定医により知的障害者と判定された者

ウ　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第４５条第１項に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持する精神障害者

三　社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第２条に規定する社会福祉事業を行う施設の入所者

四　平成２３年３月１１日以降に災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）が適用された区域内において、半壊、半焼または床上浸水以上の程度の被害を受けた家屋に居住していた世帯、または災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）による避難の勧告、指示または退去命令を継続して１か月以上受けている世帯

（補助金交付基準）

第４条　センターは、支援対象世帯に係る支援の内容が次の各号に掲げる事項に照らして妥当であるものに対して支援を行う。

一　有効性：支援対象世帯における地上デジタルテレビ放送の受信が可能となるものであること。

二　公平性：支援対象世帯の１台のテレビ受信機における地上デジタルテレビ放送の受信のために、必要最低限のものであること。

（補助金の額）

第５条　交付する補助金の額は、支援対象経費の額の１０分の１０以内の額とする。

（業務の委託等）

第６条　センターは、受信機器購入等の支援に係る業務について、その一部を他の者に委託することができる。

２　センターは、受信機器購入等の支援に係る業務の一部を他の者に実施させる場合には、個人情報の適正な取扱いに配意し、交付要綱第９条（契約）第３項に定めるところによりこれを行うものとする。

３　センターは、受信機器購入等の支援に係る工事を他の者に実施させる場合には、地域の実情等に配意し、交付要綱第９条（契約）第５項に定めるところによりこれを行うものとする。

第２章　支援対象世帯に対する支援の決定

（支援の申込み）

第７条　受信機器購入等の支援を受けようとする世帯（以下「申込世帯」という。）は、様式第１（地上デジタル放送受信のための支援の申込書）によりセンターに申込まなければならない。

２　第８条（支援の対象世帯であることの確認等）第６項の規定のうち、既に地上デジタルテレビ放送の受信に必要な設備が整備されているとして、又は、センターが別に定める支援の円滑な実施に支障をきたす行為をしたとして、不支援決定通知を受けた申込世帯からの申込み及び市町村民税非課税世帯対象受信機器購入等対策事業費補助事業実施要領第８条第７項の規定のうち、既に地上デジタルテレビ放送の受信に必要な設備が整備されていることが判明したとして、又は、センターが別に定める支援の円滑な実施に支障をきたす行為をしたとして、不支援決定通知を受けた申込世帯からの申込みは受け付けないものとする。

（支援対象世帯であることの確認等）

第８条　センターは、前条に基づく支援の申込みを受け付けたときは、その内容を確認の上、第３条（交付の対象）第２項各号に掲げる者として放送受信料が全額免除となる世帯であることの確認を協会に対して行うものとする。

２　前項の支援の申込みの受付期間（以下「申込受付期間」という。）は平成２３年４月１日から平成２３年７月２４日まで（消印有効）とする。ただし、岩手県、宮城県、福島県からの申込みは、センターが別に定める日までとする。

３　センターは、支援の申込書が到着した日付順に支援の申込みを受け付けるものとする。

４　センターは、第１項の協会への確認の結果等を踏まえ、センターが別に定める日までに支援が可能か否かの審査を行い、支援が可能と判断した申込みに対して支援を決定し、申込世帯に通知するものとする。

５　センターは、前項の支援の決定に必要なときは、調査等を行う。また、適正な支援を行うために必要があるときは、当該申込に係る事項について修正を加えるほか、支援目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

６　第１項の確認の結果、放送受信料が全額免除となる世帯であると確認できないとき、第４項の審査の結果、支援が可能でないと判断したとき、既に地上デジタルテレビ放送の受信に必要な設備が整備されていることが判明したとき又はセンターが別に定める申込世帯の事由により支援の円滑な実施に支障をきたす場合には、支援を行わないことを決定し、様式第２（受信機器購入等支援の不支援決定通知書）により申込世帯に通知するものとする。

７　第４項の支援の決定をした後に、支援を行う場所（以下「支援場所」という。）において、センターが別に定める日までに地上デジタルテレビ放送を受信できる環境が整備されないことが判明した場合には、支援を行わないことを決定し、様式第２（受信機器購入等支援の不支援決定通知書）により申込世帯に通知するものとする。

８　支援の決定は、センターが別に定める日までの支援の実施可能件数に到達するか又はセンターが別に定める日までの支援が事実上困難と判断した日をもって終了するものとする。

９　センターは、前項の支援の決定の終了日までに支援の決定が行われなかった申込世帯に対しては、支援を行えない旨を様式第２（受信機器購入等支援の不支援決定通知書）により通知するものとする。

（申込みの取下げ）

第９条　前条第４項の規定により支援の決定を受けた世帯（以下「支援決定世帯」という。）は、支援の決定の通知を受けた場合において、支援の申込みを取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から２０日以内に様式第３（受信機器購入等支援申込み取下げ届出書）によりセンターに申し出なければならない。

２　前項の規定による申込みの取下げがあったときは、当該申込みに係る支援の決定はなかったものとみなす。

第３章　チューナーの設置等

（交付の申請）

第１０条　支援決定世帯は、地上デジタルテレビ放送を受信するために、センターが指定する地上デジタルテレビ放送対応チューナー（以下「チューナー」という。）の給付又は設置若しくは受信アンテナの改修（設置を含む。以下同じ。）のいずれか又はチューナーの設置と受信アンテナの改修（以下「チューナーの設置等」という。）について支援を受けようとするときは、様式４（受信機器購入等支援補助金交付申請書【チューナーの設置等用】）によりセンターに申請しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、センターが必要と認めるときは、第７条（支援の申込み）第１項の支援の申込みをもって、交付の申請があったものとみなすことができる。なお、この場合において、様式第１（地上デジタル放送受信のための支援の申込み）は様式第４（受信機器購入等支援補助金交付申請書【チューナーの設置等用】）を兼ねるものとする。

（交付の決定及び通知等）
第１１条　センターは、前条の規定による申請を経て、交付申請書の内容を審査し、必要に応じて調査等を行い、申請が適当であると認めるときは、交付の決定を行い、様式第５（受信機器購入等支援補助金交付決定通知書兼受信機器購入等支援補助金額の確定（実施工程）通知書【チューナーの設置等用】）により支援決定世帯に通知するものとする。
２　前項の規定にかかわらず、センターは、申請が適当であると認め、かつ速やかな支援を実施する必要があると判断したときは、チューナーの給付に係る交付の決定を行い、様式第１９（受信機器購入等支援補助金交付決定通知書兼受信機器購入等支援補助金額の確定通知書【チューナー給付分】）により支援決定世帯に通知するものとする。この交付の決定に伴い、第１３条（チューナーの配送及び設置）第１項によるチューナーの配送完了後、原則として２週間以内に支援決定世帯からチューナーの設置等についての支援の申し出があり、センターが適当と認めたときは、チューナーの設置等に係る交付の決定を行い、様式第５（受信機器購入等支援補助金交付決定通知書兼受信機器購入等支援補助金額の確定（実施工程）通知書【チューナーの設置等用】）により支援決定世帯に通知を行う。
３　センターは、前項の交付の決定をする場合において、適正な支援を行うために必要があるときは、当該申請に係る事項について修正を加えることができる。
４　センターは、第１項の交付の決定をする場合において、必要な条件を付すことができる。
５　センターは、前条の規定による申請に対し支援をしない決定をしたときには、様式第６（受信機器購入等支援補助金不交付決定通知書【チューナーの設置等用】により支援決定世帯に通知するものとする。

（申請の取下げ）
第１２条　前条第１項の規定により交付の決定を受けた者（以下この章において「交付対象世帯」という。）は、交付の決定の通知を受けた場合において、交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から２０日以内に様式第７（受信機器購入等支援補助金交付申請取下げ届出書）をセンターに提出しなければならない。
２　前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付の決定はなかったものとみなす。

（チューナーの配送及び設置）
第１３条　センターは、第１１条（交付の決定及び通知等）第１項又は第２項の交付決定において、チューナーの給付に係る交付の決定を行った場合には、支援場所へチューナーの配送を行うこととする。ただしチューナーの設置等に係る支援を決定した場合は、支援場所を訪問し、チューナーの設置等を行うものとする。
２　前項の支援は、一の世帯で複数の放送受信契約を締結している場合には、一の放送受信契約に限り、最大一台の支援とする。
３　第１項の支援は、原則として交付対象世帯が現に居住している居所への支援とする。ただし、やむを得ない事情により、支援を希望する支援場所に居住していない場合は、交付対象世帯が希望する支援場所に第１項の支援を行うものとする。
４　第１項におけるチューナーの保証期間は、チューナーが支援場所に到着した日又は訪問し設置した日から３年とする。

（受信アンテナの改修）

第１４条　センターは、第１１条（交付の決定及び通知等）第１項又は第２項の交付の決定の通知において、受信アンテナの改修に係る支援を決定した場合は、支援場所において受信アンテナの改修を行うものとする。

２　前項の支援を行う際に設置する受信アンテナの基準は、別表２（受信アンテナの基準）のとおりとする。

３　第１項の支援において、集合住宅等の施設に個別の受信アンテナを設置する場合は、交付対象世帯は、施設の管理者に設置の許可を得た上で、様式第１６（個別アンテナ等設置許可確認書）をセンターに提出しなければならない。

４　第１項の支援において室内に受信アンテナを設置する場合は、交付対象世帯は、様式第８（受信機器購入等支援室内アンテナ設置同意書）をセンターに提出しなければならない。

５　前条第２項及び第３項の規定は、第１項の支援を行う場合において準用する。

（実績報告）

第１５条　交付対象世帯は、前二条によりチューナーの設置等が完了した日から起算して１５日を経過した日又は翌年度の４月５日のいずれか早い日までに、様式第９（受信機器購入等支援工事完了届兼工事実績報告書【チューナーの設置等用】）をセンターに提出しなければならない。

２　前項の報告をする場合において、提出期限についてセンターから別段の指示を受けたときは、交付対象世帯はその指示に従わなければならない。

（補助金の額の確定等）

第１６条　センターは、前条の報告を受けた場合には、その内容を審査し、実施工程及び支援すべき補助金の額を確定し、様式第５（受信機器購入等支援補助金交付決定通知書兼受信機器購入等支援補助金額の確定（実施工程）通知書【チューナーの設置等用】）により交付対象世帯に通知するものとする。

（補助金の支払）

第１７条　前条の補助金は、前条の規定により確定した補助金の額に基づき、センターが行うチューナーの設置等に係る経費の支払に充てられ、交付対象世帯に直接支払われないものとする。

（交付決定の取消し等）

第１８条　センターは、交付対象世帯が交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は適正化法、適正化法施行令、交付要綱、本要領若しくはこれらに基づく規定に違反したときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

２　交付対象世帯は、前項の規定により交付の決定の取り消しを受けた場合に既にチューナーの設置等が行われているときは、センターが定める期限までに返還しなければならない。

３　前項において、チューナーを返還することができない場合には、別表３（チューナーの残存価格）に定める残存価額をセンターに納付しなければならない。

（財産の管理等）

第１９条　交付対象世帯は、支援によって取得した財産等を善良な管理者の注意をもって管理し、支援の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

２　センターは、交付対象世帯が支援によって取得した財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部をセンターに納付させることができる。

（処分等の制限）

第２０条　交付対象世帯は、支援されたチューナーを支援の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ様式第１０（受信機器購入等支援処分制限財産に係る支援目的外使用等の事前承認申請書）をセンターに提出し、その承認を受けなければならない。ただし、別表３（チューナーの残存価格）に定める残存価額がない場合には、この限りでない。

２　前条第２項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

３　次の各号に掲げる場合においては、第１項の支援の目的に反した処分に当たらないものとする。

一　交付対象世帯がチューナーをセンターに返還する場合

二　第３条（交付の対象）第２項第三号に該当する交付対象世帯が、入所している社会福祉施設を退所する際に、他の入所者の利用に供するため、当該社会福祉施設にチューナーを無償譲渡する場合

三　前二号に掲げる場合のほか、センターが支援の目的に反しないものと認める場合

４　前項第一号において、送料が発生する場合は、原則として交付対象世帯が負担するものとする。

第４章　共同受信施設又はケーブルテレビ施設の改修等

（交付の申請）

第２１条　支援決定世帯は、地上デジタルテレビ放送を受信するために、共同受信施設又はケーブルテレビ施設の改修（新設を含む。インターネット回線等を利用して地上デジタル放送を視聴できるサービスへ加入する場合を含みます。以下同じ。）に係る負担金について支援を受けようとするときは、チューナーが支援場所に到着した日から原則として２週間以内にセンターに申し出なければならない。

２　第１項においてセンターに申し出た支援決定世帯は、速やかに様式第１１（受信機器購入等支援補助金交付申請書【共同受信施設用】）または様式第１２（受信機器購入等支援補助金交付申請書【ケーブルテレビ施設用】）に当該負担金に係る領収書又は請求書（原本）や見積書等の工事関係書類を添付して、センターに提出しなければならない。

（交付の決定及び通知等）

第２２条　センターは、前条の規定による交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、必要に応じて調査等を行い、申請の内容が適当であると認めたときは、交付の決定を行い、様式第１３（受信機器購入等支援補助金交付決定兼補助金の額の確定通知書【共同受信施設又はケーブルテレビ施設用】）により支援決定世帯に通知するものとする。

２　センターは、前項の交付の決定をする場合において、適正な補助を行うために必要があるときは、当該申請に係る事項について修正を加えることができる。

３　センターは、第１項の交付の決定をする場合において、必要な条件を付すことができる。

４　センターは、前条の規定による申請に対し補助をしない決定をしたときは、様式第１４（受信機器購入等支援補助金不交付決定通知書【共同受信施設又はケーブルテレビ施設用】）により支援決定世帯に通知するものとする。

５　センターは、第１項の規定により、申請の内容を審査するに際して、支援決定世帯がサービスを受けるケーブルテレビ会社が、有線テレビジョン放送法又は電気通信役務利用放送法に則った活動を行っていることを確認するものとする。

（申請の取下げ）

第２３条　前条第１項の規定により交付の決定を受けた者（以下この章において「交付対象世帯」という。）は、交付の決定の通知を受けた場合において、交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から２０日以内に様式第７（受信機器購入等支援補助金交付申請取下げ届出書）をセンターに提出しなければならない。

２　前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付の決定はなかったものとみなす。

（支援の対象となる改修）

第２４条　第２２条（交付の決定及び通知等）の交付の決定の対象となる共同受信施設又はケーブルテレビ施設の改修は、交付対象者の世帯の１台のテレビ受信機における地上デジタルテレビ放送の受信のために、必要最低限のものとする。

２　第３条（交付の対象）第２項第一号及び第二号並びに第三号の世帯については、平成２１年４月１日以降に共同受信施設又はケーブルテレビ施設の改修工事を開始したもののうち、平成２１年４月２４日以降に交付対象世帯への請求又は交付対象世帯による支払があったものに限ることとする。また、第３条（交付の対象）第２項第四号の世帯については、同号の世帯となった日以降に共同受信施設又はケーブルテレビ施設の改修工事を開始したもののうち、同日以降に交付対象世帯への請求又は交付対象世帯による支払があったものに限ることとする。

３　国若しくは地方公共団体の補助又は協会の助成を受ける共同受信施設又はケーブルテレビ施設の改修に係る負担金に対する支援にあたっては、当該補助金額又は助成金額を控除した金額を支援するものとする。

（実績報告）

第２５条　交付対象世帯は、施設設置者又はケーブルテレビ会社（インターネット回線等を利用して地上デジタル放送を視聴できるサービスを提供する事業者を含みます。以下同じ。）において改修工事が完了した場合には、様式第１５（受信機器購入等支援工事完了届兼実績報告書兼受信機器購入等支援補助金支払請求書【共同受信施設又はケーブルテレビ施設用】）をセンターに提出しなければならない。

２　前項の報告をする場合において、提出期限についてセンターの指示を受けたときは、交付対象世帯はその指示に従わなければならない。

（補助金の額の確定等）

第２６条　センターは、前条の報告を受けた場合には、その内容を審査し、その報告に係る改修の実施結果が第２２条（交付の決定及び通知等）第１項に規定する交付の決定の通知の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定するものとする。

２　第１項の場合において、領収書又は請求書（原本）や見積書等の工事関係書類の提出がない場合には、センターは支援をしない決定をするものとする。ただし、やむを得ない事情により、見積書（積算内訳）の提出がない場合は、センターが必要最低限の額として定める額を補助金の額として確定できるものとする。

（補助金の支払）

第２７条　補助金は、前条の規定により確定した補助金の額に基づき、原則として交付対象世帯に支払うものとする。ただし、交付対象世帯が施設設置者又はケーブルテレビ会社に対して支払を済ませていない場合は、施設設置者若しくはケーブルテレビ会社に支払う場合がある。

２　前項の規定により補助金の支払を受けようとする交付対象世帯は、様式第１５（受信機器購入等支援工事完了届兼実績報告書兼受信機器購入等支援補助金支払請求書【共同受信施設又はケーブルテレビ施設用】）をセンターに提出しなければならない。

（財産の管理等）

第２８条　交付対象世帯は、支援により取得した財産等については、善良な管理者の注意をもって管理し、補助の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

２　センターは、交付対象世帯が支援により取得した財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部をセンターに納付させることができる。

３　交付対象世帯が支援により締結したケーブルテレビ施設を利用するための契約を解約したことにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部をセンターに納付させることができる。

（交付の決定の取消し等）

第２９条　センターは、交付対象者が交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は適正化法、適正化法施行令、交付要綱、本要領若しくはこれらに基づく指示に違反したときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

２　交付対象世帯若しくは施設設置者又はケーブルテレビ会社は、前項の規定により交付の決定の取り消しを受けた場合に既に補助金が支払われているときは、センターが定める期限までに全部又は一部を返還しなければならない。

（変更の報告等）

第３０条　交付対象世帯は、施設設置者又はケーブルテレビ会社において改修に着手後、改修の内容を変更せざるを得ない場合であって、改修を中断することが困難なときには、センターに報告し、指示に従うものとする。

２　センターは、前項の報告を受けた場合において、臨機の措置として交付の決定の内容を修正することができる。

第５章　コールセンターの運営等

（コールセンターの運営）

第３１条　センターは、受信機器購入等の支援に関して国民一般から寄せられる問合せを受け付け、対応するためのコールセンターを運営するものとする。

（関係者への周知及び広報）

第３２条　センターは、受信機器購入等の支援に関し、支援対象世帯及び地方公共団体、社会福祉事業を行う施設、障害者団体その他の関係機関に対し、周知及び広報を行うものとする。

第６章　雑　則

（再度の支援の不実施）

第３３条　センターは、災害、損壊、交付対象世帯の転居その他の理由により、支援が完了した交付対象世帯において、再度のチューナーの給付及びチューナーの設置等（交付対象世帯が自らチューナーの設置を行うとしてチューナーを受領した後に、チューナーの設置等を要望した場合又はチューナーの配送が完了して原則として２週間が経過したあとに、

チューナーの設置等の申し出があった場合を含む）や共同受信施設又はケーブルテレビ施設の改修が必要になった場合であっても、再度の支援は行わないものとする。ただし、交付対象世帯の責に帰さないとしてセンターが別に定める事由により特段の事情が生じたときは、センターは支援が完了していないものとして、必要な支援を行うことができるものとする。

（様式の補正）
第３４条　本要領に定める様式は、必要に応じて適宜補正して使用することができるものとする。

（申込書等の提出部数）
第３５条　この要領に定める様式のセンターへの提出部数は様式中に特に定めのない限り１部とする。

（その他必要な事項）
第３６条　受信機器購入等の支援に関し、その他必要な事項は、センターが別にこれを定める。

附則
この実施要領は、平成２３年４月１日から施行する。

附則
この実施要領は、平成２３年４月２５日から施行する。

別表１　支援対象経費（第３条関係）

内　　容
ア　支援対象世帯が地上デジタルテレビ放送の受信に必要な次の設備の設置又は改修に要する経費 （ア）チューナー （イ）受信アンテナ （ウ）有線テレビジョン放送又は有線役務利用放送の受信（変調方式変換の場合に限る。）におけるセットトップボックス（貸与の場合は設置相当経費） （エ）有線テレビジョン放送施設（有線役務利用放送設備を含む。）を利用するための契約料 イ　地上デジタルテレビ放送の受信に必要な次の施設・設備の設置又は改修に要する経費のうち、受信者が負担するもの （ア）　鉄塔 （イ）　局舎 （ウ）　外構施設 （エ）　受電設備（電力引込み送電線を含む。） （オ）　送受信アンテナ （カ）　送受信機（予備送受信機を含む。） （キ）　伝送用専用線 （ク）　ケーブル （ケ）　中継増幅装置 （コ）　電源設備（予備電源設備を含む。） （サ）　警報装置 （シ）　監視装置 （ス）　制御装置 （セ）　測定器 ウ　ア及びイに掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費のうち、受信者が負担するもの エ　上記の施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む。）のうち、受信者が負担するもの オ　附帯工事費のうち、受信者が負担するもの

別表２　受信アンテナの基準（第１４条関係）

設置地域 電界強度（dBμV/m）（目安）	設置場所	機器使用
強電界地域 ８０以上	屋内	・UHF全帯域用 ・強電界用室内アンテナ ・動作利得４ｄＢ以上
	屋外	・UHF全帯域用 ・材質：アルミ製 ・素子数：１４素子以上 ・動作利得５．５ｄＢ以上
中電界地域 ７０以上	屋外	・UHF全帯域用 ・材質：アルミ製 ・素子数：１４素子以上 ・動作利得５．５ｄＢ以上
弱電界地域 ６０以上	屋外	・UHF全帯域用 ・材質：アルミ製 ・素子数：２０素子以上 ・動作利得７ｄＢ以上
※注意事項 ・アンテナ機器は、(社)電子情報技術産業協会で認定登録された、ＤＨマーク製品を使用するものとする。ただし特殊なアンテナ（妨害波対策用アンテナ等）に関しては、この限りではない。 ・上記の設置地域の電界強度レベルは、あくまでも目安であり、また電波状況は周辺地域環境により変わることから、その状況を考慮しアンテナを選定するものとする。 ・アンテナ設置箇所の塩害、積雪等の地域性も考慮し、材質の選定を行うものとする。 ・屋内に室内アンテナを設置する際には、交付対象者から同意書の提出があった場合に限る。		

別表３　チューナーの残存価額（第２０条関係）

チューナー設置初年度	チューナー取得原価の８０％
チューナー設置２年度目	チューナー取得原価の６０％
チューナー設置３年度目	チューナー取得原価の４０％
チューナー設置４年度目	チューナー取得原価の２０％
チューナー設置５年度目以降	残存価額なし

様式

様式第１－１	地上デジタル放送受信のための支援の申込み
様式第１－２	個人情報の取扱いに関する同意書　／　誓約書
様式第２	受信機器購入等支援の不支援決定通知書
様式第３	受信機器購入等支援申込み取下げ届出書
様式第４	受信機器購入等支援補助金交付申請書【チューナーの設置等用】
様式第５	受信機器購入等支援補助金交付決定通知書兼受信機器購入等支援補助金額の確定（実施工程）通知書【チューナーの設置等用】
様式第６	受信機器購入等支援補助金不交付決定通知書【チューナーの設置等用】
様式第７	受信機器購入等支援補助金交付申請取下げ届出書
様式第８	受信機器購入等支援室内アンテナ設置同意書
様式第９	受信機器購入等支援工事完了届兼工事実績報告書【チューナー設置等用】
様式第１０	受信機器購入等支援処分制限財産に係る支援目的外使用等の事前承認申請
様式第１１	受信機器購入等支援補助金交付申請書【共同受信施設用】
様式第１２	受信機器購入等支援補助金交付申請書【ケーブルテレビ施設用】
様式第１３	受信機器購入等支援補助金交付決定兼補助金の額の確定通知書【共同受信施設又はケーブルテレビ施設用】
様式第１４	受信機器購入等支援補助金不交付決定通知書【共同受信施設又はケーブルテレビ施設用】
様式第１５	受信機器購入等支援工事完了届兼実績報告書兼受信機器購入等支援補助金支払請求書【共同受信施設又はケーブルテレビ施設用】
様式第１６	個別アンテナ等設置許可確認書
様式第１７	工事概要書
様式第１８－１	工事完了確認書（正：提出用）
様式第１８－２	工事完了確認書（副：お客様控え）
様式第１８－３	完了確認書（正：提出用）
様式第１８－４	完了確認書（副：お客様控え）
様式第１９	受信機器購入等支援補助金交付決定通知書兼受信機器購入等支援補助金額の確定通知書【チューナー給付分】

様式第１－１

総務省 地デジチューナー支援実施センター　殿

1 地上デジタル放送受信のための支援の申込書

右記の個人情報の取扱いに関する同意書および誓約書に記載された条件を承諾の上、下記のとおり支援を申込みます。

NHKと放送受信契約を結んでおり、受信料の全額免除を受けている世帯であること（災害被災世帯を除く。）が条件です。

太枠の中にご回答ください

申込日	平成　　年　　月　　日	
お名前（受信契約者）	フリガナ	印
住所	〒　－ 都道府県	
	チューナーなどの取付け希望先が上の現住所と異なる場合は、希望先住所をご記入ください。 〒　－ 都道府県	
電話番号	自宅　勤務先　携帯　呼出 （　　）　－	FAX番号 自宅　勤務先　呼出 （　　）　－
NHK放送受信契約のお客さま番号	－　－	

代筆者	フリガナ	続柄	
代筆者との連絡の可否	□連絡可　□連絡不可	代筆者の電話番号	自宅　勤務先　携帯　呼出 （　　）　－

地上デジタル放送を視聴するための機器（チューナー）をテレビとつなぐ作業などのため、上に書かれた住所（または取付け希望先住所）に作業担当者が訪問します。訪問する際には、担当者から事前に電話などで連絡させていただきます。もし、訪問を希望しない場合、下の欄「訪問を希望しない」の□にチェック（☑）してください。チューナーを配送させていただきます（その場合、自分で取付けていただくこととなります。）。

□ 訪問を希望しない（自分で取付けます）

※取得した個人情報は、本支援の目的以外に使用されることはありません。

2 アンケート

作業や工事の参考にしますので、以下のアンケートにご回答ください（わかるところのみで結構です。）。

太枠の中にご回答ください

●チューナーを設置する住宅について

□ 一戸建住宅　□ 集合住宅　□ 公営住宅
□ その他（ご記入ください：　　　　　　　　　）

●アンテナについて

□ 自分の世帯専用のアンテナが屋外にある　□ 室内アンテナ　□ 共同受信施設
□ ケーブルテレビ　□ わからない
□ その他（ご記入ください：　　　　　　　　　）

●テレビを見ている環境について

□ テレビのみ見ている　□ テレビとビデオをつないで使っている
□ テレビにビデオ以外の（　　　　　　　）をつないで使っている　□ わからない

様式第１－２

センター宛送付用

3 個人情報の取扱いに関する同意書

総務省　殿
総務省 地デジチューナー支援実施センター　殿
NHK　殿

私は地上デジタル放送受信のための支援への申込に際し、個人情報の取扱いについて、別紙「個人情報保護に関する基本方針」に規定されている事項のほか、下記の1から5の記載事項に同意します。

記

1 地上デジタル放送受信のための支援業務に個人情報を利用すること。

2 支援決定にあたり、私がNHKと放送受信契約を締結し、NHKから放送受信料の免除を受けていることを確認するため、申込書に記載した私の氏名、住所などの個人情報（今後変更があった場合には、変更後の情報を含む。）を、総務省地デジチューナー支援実施センター（以下「センター」という。）からNHKへ提供し、NHKが支援決定に必要な範囲で、私に対して行う連絡のために当該個人情報を利用すること。

3 センターからの照会に応じて、支援決定に必要な範囲でNHKが保有する私の個人情報を、センターへ提供すること。

4 支援実施のために必要があるときは、私の個人情報を、センターから、総務省及び総務省の他の地上デジタル放送関連施策実施法人、NHK、お住まいの市区町村、センターの委託先事業者、共同受信施設設置者、ケーブルテレビ会社、簡易なチューナー納入事業者、などへ提供すること。

5 必要事項にご記入いただけなかった場合、本支援の申込を受諾できない場合があること。

4 誓約書

総務省 地デジチューナー支援実施センター　殿

私は地上デジタル放送受信のための支援への申込に際し、下記の1から3の記載事項を遵守することを誓約します。

記

1 申込世帯が現在地上アナログ放送の受信設備を所有しており、申込時および申込後支援を受けるまで、地上デジタル放送が受信できるテレビ、ビデオ、チューナーなどの受信設備が1台もないか、ある場合でもアンテナが対応していないなどで地上デジタル放送を視聴できる環境にないことについて、相違ないこと（共同受信施設などで平成21年4月以降に地上デジタル化工事を行った場合を除く。）。

2 申込者自らの世帯で使用することを目的に申込を行っており、支援完了後5年間は交付の目的に反した使用、譲渡、交換、貸し付け、担保、換金、廃棄などの処分は行わないこと。

3 この申込に際して、不正行為が発覚した場合には、給付された機器および共同受信施設改修負担金額などの返還または相当額の実費賠償などの責任を負うこと。

3 4 の署名は 1 の記名をもって代えさせていただきます。

様式第２

申込者氏名　　　　　　　　　　　殿

総務省 地デジチューナー支援実施センター

受信機器購入等支援の不支援決定通知書

過日申込みがあった受信機器購入等支援については、受信機器購入等対策事業費補助事業実施要領第８条（支援対象世帯であることの確認等）第６項の規定に基づき、下記のとおり支援しないことに決定したので、通知します。

記

１　不支援とした理由

様式第３

平成　　年　　月　　日

総務省 地デジチューナー支援実施センター　殿

申込者　住所　〒

氏名　　　　　　　　　　印

受信機器購入等支援申込み取下げ届出書

整理番号　　　　　　　　をもって支援決定通知を受けた受信機器購入等支援については、ＮＨＫ放送受信料全額免除世帯対象受信機器購入等対策事業費補助事業実施要領第９条（申込みの取下げ）第１項の規定に基づき、支援申込書を取り下げます。

記

１　申込みを取り下げる理由

□　すでに地上デジタル放送を視聴できる環境にあるため

□　その他

よろしければ、その理由を記入してください（必須ではありません）。

様式第４

総務省 地デジチューナー支援実施センター　殿

整理番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

受信機器購入等支援補助金交付申請書

【チューナー設置等用】

上記の整理番号をもって、支援決定通知を受けた受信機器購入等支援については、受信機器購入等対策事業費補助事業実施要領第１０条（交付の申請）の規定に基づき、補助金交付を下記のとおり申請します。

記

補助金交付申請内容
工事申請内容を記載した書類（様式第１７）

様式第５

整理番号＿＿＿＿＿＿＿＿

申請者氏名　　　　　　　　　　殿

総務省 地デジチューナー支援実施センター

受信機器購入等支援補助金交付決定通知書

兼

受信機器購入等支援補助金額の確定（実施工程）通知書

【チューナー設置等用】

受信機器購入等支援に関する補助金交付申請については、受信機器購入等対策事業費補助事業実施要領（以下「実施要領」という。）第１１条（交付の決定及び通知等）第１項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、通知します。

また、実施要領第１６条（補助金の額の確定等）の規定に基づき、下記のとおり実施工程を通知します。

記

１　補助金交付決定通知

（１）工事担当者によって工事当日に訪問し通知いたします。

２　実施工程通知

（１）工事の実施内容を記載した書類（様式第１７）

（２）工事完了確認書（様式第１８）

【留意事項】

工事に要した費用については、工事完了後、総務省　地デジチューナー支援実施センターから工事施工者に直接支払いを行いますので、お宅に伺う工事施工者に工事代金を支払う必要はありません。

様式第６

整理番号
平成　　年　　月　　日

申請者　氏名　　　　　　　　　殿

総務省 地デジチューナー支援実施センター

受信機器購入等支援補助金不交付決定通知書

【チューナーの設置等用】

受信機器購入等支援に関する補助金交付申請については、ＮＨＫ放送受信料全額免除世帯対象受信機器購入等対策事業費補助事業実施要領第１１条（交付の決定及び通知等）第５項の規定に基づき、下記のとおり交付しないことに決定したので、通知します。

記

１　不交付とした理由

様式第７

平成　　年　　月　　日

総務省 地デジチューナー支援実施センター　殿

申請者　氏名　　　　　　　　　　　印

受信機器購入等支援補助金交付申請取下げ届出書

整理番号　　　　　　　をもって交付決定通知を受けた受信機器購入等支援については、ＮＨＫ放送受信料全額免除世帯対象受信機器購入等対策事業費補助事業実施要領第１２条（申請の取下げ）第１項又は第２３条（申請の取下げ）第１項の規定に基づき、受信機器購入等支援補助金交付申請書を取り下げます。

記

申請を取り下げる理由

□　すでに地上デジタル放送を視聴できる環境にあるため

□　その他

よろしければ、その理由を記入してください（必須ではありません）。

様式第８

総務省 地デジチューナー支援実施センター　殿

整理番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

受信機器購入等支援室内アンテナ設置同意書

私は、上記の整理番号をもって、交付決定通知を受けた受信機器購入等支援については、受信機器購入等対策事業費補助事業実施要領第１４条（受信アンテナの改修）第４項の規定に基づき、下記の事項を承諾の上、室内アンテナの設置に同意します。

記

室内アンテナの設置後は、受信状況に関わらず、センターがアンテナの設置等の支援を再度行うことはないこと。

＊　機器の使用方法、機器の不良等については、工事完了確認書（副：お客様控え）に記載されている問い合わせ先にお問い合わせ下さい。

様式第９

総務省 地デジチューナー支援実施センター　殿

整理番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿

受信機器購入等支援工事完了届 兼 工事実績報告書

【チューナー設置等用】

上記の整理番号をもって、支援決定通知を受けた受信機器購入等支援については、工事が完了しましたので、 受信機器購入等対策事業費補助事業実施要領第１５条(実績報告)第１項の規定に基づき、工事完了兼工事実績を下記のとおり報告します。

記

１　工事完了届兼実績報告書
（１） 工事の実施内容を記載した書類（様式第１７）
（２） 工事完了確認書（様式第１８）

【申請に当たっての留意事項】
工事に要した費用については、工事完了後、総務省　地デジチューナー支援実施センターから工事施工者に直接支払いを行いますので、お宅に伺う工事施工者に工事代金を支払う必要はありません。

様式第１０

平成　　年　　月　　日

総務省 地デジチューナー支援実施センター　殿

申請者　氏名

受信機器購入等支援処分制限財産に係る支援目的外使用等の事前承認申請書

整理番号　　　　　　　　をもって補助金の交付を受けた受信機器購入等支援について、ＮＨＫ放送受信料全額免除世帯対象受信機器購入等対策事業費補助事業実施要領第２０条（処分等の制限）第１項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

１　支援目的外使用等を行う財産
（チューナーのメーカー名・型名・シリアルナンバー）

２　当該財産を取得した日
平成　　年　　月　　日

３　当該財産の支援目的外使用等の内容

４　理由

様式第１１

ご記入ください。 → 平成　　年　　月　　日

総務省 地デジチューナー支援実施センター　殿

整理番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ご記入ください。 → 申請者氏名　　　　　　　　　　　印

住所

電話番号

受信機器購入等支援補助金交付申請書

【共同受信施設用】

ＮＨＫ放送受信料全額免除世帯対象受信機器購入等対策事業費補助事業実施要領第２１条（交付の申請）第１項の規定に基づき、【個人情報の取扱いに関する同意書】、【申請に当たっての留意事項】を承諾の上、下記のとおり申請します。

記

１　交付申請の対象
地上デジタル放送を視聴するために必要な共同受信施設の改修工事に係わる初期費用

２　共同受信施設設置者の情報

設置者名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号：（　　　　）　　　　－　　　　

担当者　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３　補助金交付申請額
申請者が負担した金額　：＿＿＿＿＿＿＿＿円

↑ ご記入ください。

（裏面もお読みください）

４　一緒に送っていただく書類

①　改修工事に係る領収書又は請求書（原本）

②　改修工事の実施が確認できる資料

支援の対象となる改修

【被災世帯以外の世帯の場合】

平成２１年４月１日以降に共同受信施設の改修工事を開始したもののうち、平成２１年４月２４日以降に申請者への請求又は申請者による支払があったものに限ります。

【被災世帯（※）の場合】

被災世帯となった日以降に共同受信施設の改修工事を開始したもののうち、同日以降に申請者への請求又は申請者による支払があったものに限ります。

③　見積書等の積算内訳が分かる資料

（※）ＮＨＫ放送受信料全額免除世帯対象受信機器購入等対策事業費補助事業実施要領第３条（交付の対象）第２項第四号の世帯

【個人情報の取扱いに関する同意書】

「□上記の事項について同意します。」の□にレ点を記入してください。

本支援の実施に必要なときは、改修又は加入を希望される共同受信施設設置者が有する申請者に係る個人情報等を、共同受信施設設置者が総務省　地デジチューナー支援実施センターへ提供することをあらかじめ了承していただきます。

□上記の事項について同意します。

【申請に当たっての留意事項】

（１）本支援は、ＮＨＫ受信料全額免除世帯のうち、現在地上アナログ放送を視聴している世帯に、地上デジタル放送を視聴するために必要最低限の支援を行うものであり、記入された補助金交付申請額（申請者が負担した額）の全額を支援しない場合があります。

（２）本支援に係る補助金は、原則として申請者に支払われます。

（３）地上デジタル放送を視聴するための共同受信施設の改修経費や、共同受信施設を利用するための初期費用のみを支援の対象としています。毎月の負担額などの恒常的経費は支援の対象としていません。

（４）地上デジタル放送の視聴にあたり、本支援以外に国・自治体・ＮＨＫ等から補助金を受給している場合、他の補助金を受給している分については、本支援を受けることはできませんので、お申し出ください。

不正に支援を受けた場合、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第２９条により五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処せられることがあります。

様式第１２

ご記入ください。 → 平成　　年　　月　　日

総務省 地デジチューナー支援実施センター　殿

整理番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿

ご記入ください。 →

申請者氏名　　　　　　　　　　印

住所

電話番号

受信機器購入等支援補助金交付申請書

【ケーブルテレビ施設用】

ＮＨＫ放送受信料全額免除世帯対象受信機器購入等対策事業費補助事業実施要領第２１条（交付の申請）第１項の規定に基づき、【個人情報の取扱いに関する同意書】、【申請に当たっての留意事項】を承諾の上、下記のとおり申請します。

記

１　交付申請の対象
　　地上デジタル放送を視聴するために必要なケーブルテレビの改修工事に係わる初期費用

２　ケーブルテレビ会社名
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３　補助金交付申請額
　　申請者が負担した金額　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

↑
ご記入ください。

（裏面もお読みください）

４　一緒に送っていただく書類
①　改修工事に係る領収書又は請求書（原本）
②　改修工事の実施が確認できる資料
　支援の対象となる改修
　【被災世帯以外の世帯の場合】
　平成２１年４月１日以降にケーブルテレビ施設の改修工事を開始したもののうち、平成２１年４月２４日以降に申請者への請求又は申請者による支払があったものに限ります。
　【被災世帯（※）の場合】
　被災世帯となった日以降にケーブルテレビ施設の改修工事を開始したもののうち、同日以降に申請者への請求又は申請者による支払があったものに限ります。
③　見積書等の積算内訳が分かる資料

（※）ＮＨＫ放送受信料全額免除世帯対象受信機器購入等対策事業費補助事業実施要領第３条（交付の対象）第２項第四号の世帯

【個人情報の取扱いに関する同意書】

「□上記の事項について同意します。」の□にレ点を記入してください。

本支援の実施に必要なときは、改修又は加入を希望されるケーブルテレビ会社が有する申請者に係る個人情報等を、ケーブルテレビ会社が総務省　地デジチューナー支援実施センターへ提供することを予め了承していただきます。

□上記の事項について同意します。

【申請に当たっての留意事項】

（１）本支援は、ＮＨＫ受信料全額免除世帯のうち、現在地上アナログ放送を視聴している世帯に、地上デジタル放送を視聴するために必要最低限の支援を行うものであり、記入された補助金交付申請額（申請者が負担した額）の全額を支援しない場合があります。
（２）本支援に係る補助金は、原則として申請者に支払われます。
（３）地上デジタル放送を視聴するためのケーブルテレビ施設改修経費や、ケーブルテレビへ加入するための契約料等の初期費用のみを支援の対象としています。月額使用料等の恒常的経費は支援の対象としていません。
（４）地上デジタル放送の視聴にあたり、本支援以外に国・自治体・ＮＨＫ等から補助金を受給している場合、他の補助金を受給している分については、本支援を受けることはできませんので、お申し出ください。
　不正に支援を受けた場合、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第２９条により五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処せられることがあります。
（５）申請者がサービスを受けているケーブルテレビ会社は、有線テレビジョン放送法又は電気通信役務利用放送法に則った活動を行っているものに限ります。

様式第１３

整理番号

平成　　年　　月　　日

交付決定者　各位

総務省 地デジチューナー支援実施センター

受信機器購入等支援補助金交付決定　兼　補助金の額の確定通知書

【共同受信施設又はケーブルテレビ施設用】

受信機器購入等支援に関する補助金交付申請については、ＮＨＫ放送受信料全額免除世帯対象受信機器購入等対策事業費補助事業実施要領（以下、「実施要領」という。）第２２条（交付の決定及び通知等）第１項及び第２６条（補助金の額の確定等）第１項の規定に基づき、下記の補助金を交付することに決定したので通知します。

記

１　施設改修の内容

地上デジタル放送を視聴するために必要な改修工事

２　補助金の交付決定額及び確定額

補助金額 ＿＿＿＿＿＿＿＿円（消費税 ＿＿＿＿＿＿円を含む）

【減額した場合の理由】

３　補助の条件

（１）補助金は、実施要領に基づき、総務省 地デジチューナー支援実施センターから、原則、申請者に対して支払われます。

（２）本支援により申請者が締結した施設を利用するための契約を解約したことにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部をセンターに納付させることがあります

様式第１４

整理番号
平成　　年　　月　　日

申請者　氏名　　　　　　　　　殿

総務省 地デジチューナー支援実施センター

受信機器購入等支援補助金不交付決定通知書

【共同受信施設又はケーブルテレビ施設用】

受信機器購入等支援に関する補助金交付申請については、ＮＨＫ放送受信料全額免除世帯対象受信機器購入等対策事業費補助事業実施要領第２２条（交付の決定及び通知等）第４項の規定に基づき、下記のとおり交付しないことに決定したので、通知します。

記

１　不交付とした理由

様式第１５

総務省 地デジチューナー支援実施センター　殿

整理番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ご記入ください。 → 申請者氏名　　　　　　　　　　印

受信機器購入等支援工事完了届兼実績報告書

兼

受信機器購入等支援補助金支払請求書

【共同受信施設又はケーブルテレビ施設用】

上記の整理番号をもって、交付決定通知を受けた受信機器購入等支援について、ＮＨＫ放送受信料全額免除世帯対象受信機器購入等対策事業費補助事業実施要領(以下､｢実施要領｣という。)第２５条（実績報告）第１項の規定に基づき下記のとおり報告します。

また、実施要領第２７条（補助金の支払）第２項の規定に基づき、支払請求額を請求します。

記

１　施設改修等の内容

地上デジタル放送を視聴するために必要な改修工事

２　施設改修工事が完了した年月日

平成　　年　　月　　日

（裏面もお読みください）

３　支払請求額

　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

ご記入ください。

４　請求方法

口座あり　（□にレ点を記入してください。また、下表への記載をお願いします）

金融 機関名		本支店名 又は 出張所名	本店 支店 出張所
預金種別	1. 普通　2. 当座 3. 貯蓄	口座番号	
口座名義	フリガナ		

※口座名義は、原則申請者氏名と同一のものとしてください。やむをえず同じ世帯の別の方の口座名義を記入される場合、その理由を下記に記載してください。

理由：

□　口座なし　（□にレ点を記入してください。）
　お申し込みいただいた際にご記入いただいた住所に、現金書留にて送付します。

様式第１６

総務省 地デジチューナー支援実施センター　殿

整理番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

個別アンテナ等設置許可確認書

　私は、個別アンテナ等を設置する建物の管理者（大家）から、この建物が地上デジタル放送受信対応への改修計画がないことを確認し、個別アンテナ等の設置工事の許可を得たため、下記の事項を承諾の上、個別アンテナ等の設置を申請します。

記

今後、個別アンテナ等の設置について建物管理者（大家）と争議が発生しても全ての責任は私にあり、総務省 地デジチューナー支援実施センターは一切の責任を負わないこと。

平成　　年　　月　　日

氏　名　　　　　　　　　　　㊞_

様式第１７

工　事　概　要　書

１　整理番号

２　工事実施内容

No.	工　種	数　量	No.	工　種	数　量
1	チューナー設置設定		41	直列ユニット取付（中間用電源通過型）	
2	室内アンテナ(強電界地域用)		42	フィルター取付	
3	フラットアンテナ取付け（14素子相当）		43	分波器取付（U/V屋内用）	
4	フラットアンテナ取付け（14素子相当塩害対応）		44	分波器取付（U/V・BS屋内用）	
5	既設アンテナ調整		45	整合器取付（F型）	
6	アンテナ取付（14素子ｱﾙﾐ製）		46	L型プラグ取付（差込用）	
7	アンテナ取付（14素子塩害雪害用SUS製）		47	F型接栓取付（ねじ込み用）	
8	アンテナ取付（20素子ｱﾙﾐ製）		48	AVセレクター（3入力タイプ）	
9	アンテナ取付（20素子塩害雪害用SUS製）		49	RF変換器取付	
10	アンテナ取付（高性能型27素子以上ｱﾙﾐ製）		50	地デジ対応TVチャンネル設定	
11	アンテナ取付（妨害波対策用14素子×２）		51	高所作業車使用	
12	屋根馬マスト取付（1.8m）		52	訪問費	
13	屋根馬マスト取付（3.2m以下）		53	撤去工事費	
14	支線取付（4方向）		54	その他実働費	
15	支線取付（4方向×2段）		55	実費精算１	
16	支線取付（2方向）		56	実費精算２	
17	ｻｲﾄﾞﾍﾞｰｽ　ﾏｽﾄ取付（1.8m）		57	実費精算３	
18	ｻｲﾄﾞﾍﾞｰｽ　ﾏｽﾄ取付（1.8m、2点支持）				
19	ｻｲﾄﾞﾍﾞｰｽ　ﾏｽﾄ取付（3.2m以下、2点支持）				
20	ケーブル配線（3m未満）屋内				
21	ケーブル配線（3m以上5m未満）屋内				
22	ケーブル配線（5m以上10m未満）屋内				
23	ケーブル配線（10m以上15m未満）屋内				
24	ケーブル配線（15m未満）屋外				
25	ケーブル配線（15m以上20m未満）屋外				
26	ケーブル配線（20m以上25m未満）屋外				
27	ケーブル配線（25m以上30m未満）屋外				
28	ブースター取付（UHF用）				
29	ブースター取付（U/V用）				
30	ブースター取付（U/V・BS・CS用）				
31	ブースター取付（特定地域用）				
32	混合器取付（屋外U/V混合）				
33	混合器取付（屋外U/U混合）				
34	混合器取付（特定地域用）				
35	分配器取付（屋内用２分配器）				
36	分配器取付（屋内用３分配器）				
37	分配器取付（屋内用4分配器）				
38	分配器取付（屋外用２分配器）				
39	分配器取付（屋外用３分配器）				
40	直列ユニット取付（端末用電源通過型）				

備　考

様式第１８ － １

総務省 地デジチューナー支援実施センター

工事完了確認書（正：提出用）

本日の工事は、　　　　　　　　の　　　　　　　　　　が担当いたしました。
以下の内容をご確認の上、完了サインをお願いいたします。

記

１　工事が終わり、取扱い（リモコン等）の操作説明を受けました。
２　すべてのチャンネルの画面を確認して、画像が良好であることを確認しました。
３　以下の書類について説明を受け、総務省　地デジチューナー支援実施センターに提出いたします。
（１）＜様式第４＞受信機器購入等支援補助金交付申請書【チューナー設置等用】 □（提出ﾁｪｯｸ）
（２）＜様式第８＞受信機器購入等支援室内アンテナ設置同意書 □（提出ﾁｪｯｸ）
（３）＜様式第９＞受信機器購入等支援工事完了届 兼 工事実績報告書【チューナー設置等用】 □（提出ﾁｪｯｸ）
（４）＜様式第１６＞個別アンテナ等設置許可確認書 □（提出ﾁｪｯｸ）
（５）＜様式第１７＞工事概要書 □（提出ﾁｪｯｸ）
４　以下の書類について説明を受け、受領いたしました。
（１）＜様式第５＞受信機器購入等支援補助金交付決定通知書兼受信機器購入等支援補助金額の確定（実施工程）通知書【チューナー設置等用】 □（受領ﾁｪｯｸ）
（２）＜様式第１７＞工事概要書 □（受領ﾁｪｯｸ）

平成　　年　　月　　日

バーコード貼り付け欄

整理番号

氏　名　　　　　　　　　　㊞

【留意事項】
・工事に要した費用については工事完了後、総務省　地デジチューナー支援実施センターから工事施工者に直接支払いを行いますので、お宅に伺う工事施工者に工事代金を支払う必要はありません。
・本様式への署名・捺印をいただくことにより、上記３に掲げる書類のうちチェックされた書類に署名・捺印をいただいたものとみなします。
・本様式へ記載されている年月日は、上記に掲げる書類のうちチェックされた書類について、同一の年月日とみなします。

様式第１８ － ２

総務省 地デジチューナー支援実施センター

工事完了確認書（副：お客様控え）

本日の工事は、　　　　　　　　　の　　　　　　　　　　　　が担当いたしました。
以下の内容をご確認の上、完了サインをお願いいたします。

記

１　工事が終わり、取扱い（リモコン等）の操作説明を受けました。
２　すべてのチャンネルの画面を確認して、画像が良好であることを確認しました。
３　以下の書類について説明を受け、総務省　地デジチューナー支援実施センターに提出いたします。
（１）<様式第４>受信機器購入等支援補助金交付申請書【チューナー設置等用】　□(提出ﾁｪｯｸ)
（２）<様式第８>受信機器購入等支援室内アンテナ設置同意書　□(提出ﾁｪｯｸ)
（３）<様式第９>受信機器購入等支援工事完了届 兼 工事実績報告書【チューナー設置等用】　□(提出ﾁｪｯｸ)
（４）<様式第１６>個別アンテナ等設置許可確認書　□(提出ﾁｪｯｸ)
（５）<様式第１７>工事概要書　□(提出ﾁｪｯｸ)
４　以下の書類について説明を受け、受領いたしました。
（１）<様式第５>受信機器購入等支援補助金交付決定通知書兼受信機器購入等支援補助金額の確定（実施工程）通知書【チューナー設置等用】　□(受領ﾁｪｯｸ)
（２）<様式第１７>工事概要書　□(受領ﾁｪｯｸ)

平成　　年　　月　　日

整理番号

氏　名

【留意事項】
・工事に要した費用については、工事完了後、総務省　地デジチューナー支援実施センターから工事施工者に直接支払いを行いますので、お宅に伺う工事施工者に工事代金を支払う必要はありません。
・本様式への署名・捺印をいただくことにより、上記３に掲げる書類のうちチェックされた書類に署名・捺印をいただいたものとみなします。
・本様式へ記載されている年月日は、上記に掲げる書類のうちチェックされた書類について、同一の年月日とみなします。

<工事に関するお問い合わせ先>
総務省　地デジチューナー支援実施センター
電話番号　　０５７０－０３３８４０
FAX 番号　　０４４－９６６－８７１９
受付時間：平日９：００時　～　２１：００時まで
　　　　：土休日９：００時　～　１８：００時まで

様式第１８－３

総務省 地デジチューナー支援実施センター

完了確認書（正：提出用）

本日の工事は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿の＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿が担当いたしました。
以下の内容をご確認の上、完了サインをお願いいたします。

記

1. 簡易なチューナーの設置・設定および操作方法について、

該当のいずれかに「レ点」
- □ 取扱説明書（アイ・オー・データ機器）
- □ かんたん接続マニュアル（バッファロー）
- □ 取扱説明書（ピクセラ）

を確認しながら、説明を受けました。

２． チューナーを受領いたしました。 □（受領ﾁｪｯｸ）

３． 以下の書類について説明を受け、総務省　地デジチューナー支援実施センターに提出いたします。

（１）<様式第４>受信機器購入等支援補助金交付申請書 □（提出ﾁｪｯｸ）

（２）<様式第９>受信機器購入等支援工事完了届　兼 工事実績報告書【チューナー設置等用】 □（提出ﾁｪｯｸ）

（３）<様式第１７>工事概要書 □（提出ﾁｪｯｸ）

４． 以下の書類について説明を受け、受領いたしました。

（１）<様式第５>受信機器購入等支援補助金交付決定通知書　兼 受信機器購入等支援補助金額の確定（実施工程）通知書【チューナー設置等用】 □（受領ﾁｪｯｸ）

（２）<様式第１７>工事概要書 □（提出ﾁｪｯｸ）

平成　　年　　月　　日

整理番号　　　　－

バーコード貼り付け欄

氏　名　　　　　　　　　㊞

【留意事項】

・工事に要した費用については工事完了後、総務省　地デジチューナー支援実施センターから工事施工者に直接支払いを行いますので、お宅に伺う工事施工者に工事代金を支払う必要はありません。
・本様式への署名・捺印をいただくことにより、上記３に掲げる書類のうちチェックされた書類に署名・捺印をいただいたものとみなします。
・本様式へ記載されている年月日は、上記に掲げる書類のうちチェックされた書類について、同一の年月日とみなします。

様式第１８－４

総務省 地デジチューナー支援実施センター

完了確認書（副：お客様控え）

本日の工事は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿の＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿が担当いたしました。
以下の内容をご確認の上、完了サインをお願いいたします。

記

1. 簡易なチューナーの設置・設定および操作方法について、

該当のいずれかに「レ点」
- □ 取扱説明書（アイ・オー・データ機器）
- □ かんたん接続マニュアル（バッファロー）
- □ 取扱説明書（ピクセラ）

を確認しながら、説明を受けました。

２． チューナーを受領いたしました。 □（受領ﾁｪｯｸ）

３． 以下の書類について説明を受け、総務省　地デジチューナー支援実施センターに提出いたします。
（１）＜様式第４＞受信機器購入等支援補助金交付申請書 □（提出ﾁｪｯｸ）
（２）＜様式第９＞受信機器購入等支援工事完了届　兼 工事実績報告書【チューナー設置等用】 □（提出ﾁｪｯｸ）
（３）＜様式第１７＞工事概要書 □（提出ﾁｪｯｸ）

４． 以下の書類について説明を受け、受領いたしました。
（１）＜様式第５＞受信機器購入等支援補助金交付決定通知書　兼 受信機器購入等支援補助金額の確定（実施工程）通知書【チューナー設置等用】 □（受領ﾁｪｯｸ）
（２）＜様式第１７＞工事概要書 □（提出ﾁｪｯｸ）

平成　　年　　月　　日

整理番号　　　　－

氏　名

【留意事項】
・工事に要した費用については工事完了後、総務省　地デジチューナー支援実施センターから工事施工者に直接支払いを行いますので、お宅に伺う工事施工者に工事代金を支払う必要はありません。
・本様式への署名・捺印をいただくことにより、上記３に掲げる書類のうちチェックされた書類に署名・捺印をいただいたものとみなします。
・本様式へ記載されている年月日は、上記に掲げる書類のうちチェックされた書類について、同一の年月日とみなします。

<工事に関する問合せ先>
総務省　地デジチューナー支援実施センター
電話番号　０５７０－０３３８４１
FAX 番号　０４４－９６６－８７１９
受付時間：平日９：００　～　２１：００
土休日：９：００～　１８：００

様式第１９

整理番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

平成　　年　　月　　日

交付決定者各位

総務省 地デジチューナー支援実施センター

受信機器購入等支援補助金交付決定通知書

兼

受信機器購入等支援補助金額の確定通知書

【チューナー給付分】

受信機器購入等支援に関する補助金交付申請については、ＮＨＫ放送受信料全額免除世帯対象受信機器購入等対策事業費補助事業実施要領（以下「実施要領」という。）第１１条（交付の決定及び通知等）第２項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、通知します。

記

１　補助金交付決定通知
チューナーをお住まいに配送します。

【留意事項】
チューナーの設置やアンテナ改修等を希望する場合は、チューナーが到着後、原則として２週間以内に総務省　地デジチューナー支援実施センターにご連絡ください。
この期間内に連絡がない場合、この支援は完了となります。